

2021年6月22日

~~会員各位~~

日本公認会計士協会
副会長 ~~小倉 加奈子~~

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
の適用を踏まえた会社法監査等のスケジュールの検討に係る周知文書について

2021年6月22日

改正 2022年10月13日

日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会

(周知文書：第21号)

2020年11月6日付けで監査基準が改訂されたことを受け、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」~~(以下「監基報720」といいます。)~~が改正され、2022年3月決算に係る財務諸表の監査から適用となります。

改正後の監基報監査基準報告書720では、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」といいます。）について、監査人の作業を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとしており、従来以上の対応が必要となります。

会社法監査において、「その他の記載内容」は事業報告及びその附属明細書となります。事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査対象ではない点は従来と同様ですが、改正監基報監査基準報告書720では監査人は監査意見を表明しない場合を除き、「その他の記載内容」に対する作業の結果を監査報告書に記載しなければなりません。このため、会社法監査において会計監査人は、監査報告書日までに、監査対象となる計算書類等に対する監査手続のみならず、「その他の記載内容」に対する作業等を完了できるように、事業報告及びその附属明細書の入手時期（注）及び手続も考慮した上で監査スケジュールを検討する必要があります。これにより、会社法監査報告書日が、従来に比較して後の日程となることも考えられます。

会社法監査に関与される会員におかれては、高品質な監査を実施するための適切な監査期間の

確保へ向け、新年度の監査スケジュールについて、経営者や監査役等と監査計画策定時から十分なコミュニケーションを行うことに留意してください。

なお、改正監基報監査基準報告書720は法定監査又は任意監査を問わず、また、学校法人や非営利、公会計等の企業以外の監査にも適用されます。これらの監査業務に従事する会員は上記と同様に、今後それぞれの監査における「その他の記載内容」の範囲やその入手時期等にご留意いただき実務を進めていただくようお願いいたします。

本周知文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものではなく、会員が遵守すべき基準等にも該当しません。また、2022年6月22日時点の最新情報に基づいています。

(注) 監査人は、事業報告及びその附属明細書の最終版を適時に入手するため、経営者と適切な調整を行うこととなります。

以 上

- ・ 本周知文書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）